関係人口創出事業運営業務 仕様書

1 業務名

関係人口創出事業運営業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月29日(金)まで

3 業務の背景及び目的

本業務は、札幌市(以下「委託者」という。)が、道内市町村とのつながりを深め、相互に魅力を高め合い、共に発展していくことを目的に進める道内連携の取組の一環として実施するものである。

道内では、人口減少・高齢化が進み、地域づくりの担い手が不足する地域も多い。本業務では、さっぽろ連携中枢都市圏(注1)の若者が道内の地域に滞在し、地域のニーズに応じた活動に参加することで、その地域への理解を深めるとともに魅力を発信する主体となるなど、関係人口(注2)を創出し北海道全体の活性化を図ることを目的とする。

注1)連携中枢都市である札幌市並びに連携市町村である小樽市、岩見沢市、 江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、 長沼町の8市3町1村により構成される圏域。詳細は以下のURLを参照の こと。

(参考URL)

https://www.city.sapporo.jp/kikaku/renkeichusu/renkeichusu.html

注2)移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。詳細は以下のURLを参照のこと。

(参考URL)

https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/

4 事業費

4,670千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

5 業務内容

(1) 滞在型プログラムの企画(受入市町村及び活動内容の設定)

さっぽろ圏の住民が北海道内の各地域に実際に滞在し、地域で抱えている地域 課題に対する解決策の検討や、地域との交流イベントに参加・体験するといった 地域活動を行うなど、地域のニーズに応じた滞在型プログラム(以下「滞在型プログラム」という。)を企画すること。滞在型プログラムに参加する者(以下「参加者」という。)を受け入れる市町村(以下「受入市町村」という。)を3~4市町村程度選定すること。なお、選定に際し、予め受入市町村のニーズ等を十分に把握すること。

(2) 滞在型プログラムの実施

滞在型プログラムの参加者募集については、受入市町村のニーズに応えられる参加者を集めるよう、効果的な方法で行うこと。

本プログラムの実施に伴っては、参加者に対し必要な伴走型の支援を行うこと。特に、参加者と受入市町村がお互いの理解を深めるとともに、参加者が本プログラム終了後も、受入市町村を含め北海道内各地域との関りに対し自主的に取り組むことができるような工夫を施すこと。

本プログラムは1泊2日を基本とし、実施に係る宿泊費及び交通費等は参加者負担とする。なお、参加者の負担軽減のため宿泊施設の手配協力等、参加しやすい環境づくりを行うこと。滞在日数については、本プログラムの内容に応じ、委託者と協議の上、決定すること。

また、参加者に対し、本業務に関する成果品その他資料、データなどに関わる著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する権利、所有権その他権利に関し、十分な説明を行うこと。

(3) 成果についての情報発信

本プログラムを通じて得られた成果について振り返りを行い、イベントやSNS等を活用してさっぽろ圏の住民に発信すること。発信の際は、新たな関係人口の創出につながるよう、効果的な方法を検討すること。

(4) 前年度事業実施自治体等との連携について

前年度本事業の受入市町村となった自治体と、今年度事業の受入市町村及び 参加者との連携を図り、前年度の事業実施の成果や継続的な取組について情報 共有を行うこと。

(5) 北海道等との連携

本業務の遂行にあたっては、北海道や道内他市町村が実施する事業と連携を図ること。

(6) アンケートの実施

滞在型プログラム実施後、参加者及び受入市町村に対して、本プログラムの効果や満足度、今後の課題等についてアンケートを実施すること。

また、5(3)によりイベント等で情報発信を行った際は、参加者に対してアンケートを実施し、道内地域での活動に関心を持つきっかけとなったかどうか

等、効果の検証を行うこと。

(7) 成果品

- (1) \sim (5) の結果を取りまとめた報告書を作成の上、以下の場所へ納入すること。また当該報告書において、次年度へ向けて、本事業の改善すべき点に関する提言を盛り込むこと。
- ・報告書: A 4 縦、カラー両面印刷(枚数制限無し) 1部
- ・報告書概要版:A3横2枚以内、カラー片面印刷 1部
- ・電子データ:成果品の電子データを整理し、提出すること。(PDF および Word、Excel、PowerPoint 等作業可能な形式)

【納入場所】札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課(広域連携担当) (札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所5階南側)

6 業務目標

滞在型プログラム参加人数・・・年間延べ20人程度 成果についての情報発信…SNS等を活用して広く発信を行うほか、イベントへ の出展や大学での報告会開催など、さっぽろ圏の住民に対し対面で情報発信する 機会を1回以上設けること。

7 実施体制について

- (1) 本仕様書に記載した業務及び提案のあった内容について、円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
- (2) 業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者を置くこと。
- (3) 本事業の推進にあたっては、参加者の安全管理に十分注意すること。特に専門的見地から参加者及び受入市町村または地域に対し、適切に助言・指導を行うこと。
- (4) 受託者は、事故等の発生予防を図るとともに、保険の付保など事故の発生時に必要な措置を講じること。
- (5) 受託者は、事故等が発生した場合は、直ちに委託者へ報告すること。

8 特記事項

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり、委託者と定期的な打ち合わせを行い、委託者の要望に沿うよう、努めること。
- (2) 受託者は、本業務の履行にあたって知り得た秘密を第三者に漏洩しないこと。特に、資料、データ等の紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を自己の責任において講ずること。
- (3) 受託者は、本業務に関し委託者が提供する資料、データ等の目的外使用を行わないこと。
- (4) 本業務に関する成果品その他資料、データ等について、著作権法(昭和45

年法律第48号)に規定する権利、所有権その他一切の権利(一身専属性のあるものを除く。)は委託者に帰属するものであり、受託者は、委託者の許可なく使用又は公表してはならないものであること。また、受託者は、著作者人格権を将来にわたり、行使しないものとする。

- (5) 受託者は、成果物その他資料、データ等に使用する映像、音楽、写真、イラストその他の資料、データ等について、第三者の著作権法に既定する権利、所有権その他一切の権利を侵害することがないよう保障するものであること。また、成果物その他資料、データ等に関し、第三者による権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任において、迅速かつ誠実に対応の上、これを解決するものとし、委託者に何らかの損害が生じたときは、その損害を賠償するものであること。
- (6) 本業務の履行にあたっては、関係法令(札幌市の条例、規則その他規定を含む。)を十分に理解したうえで、遵守すること。特に、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を厳に遵守すること。
- (7) 参加者に対し、金銭の補助は行わないこと。ただし、受入市町村や、市町村の委託先等から、参加者に対する金銭等の補助の申出があった場合は、受託者において本業務に係る専用口座を開設し管理するとともに、適時に委託者へ報告すること。この場合において、補助の額が、受託者が本業務の実施のため支出した額から本業務の契約額を差し引いた額を上回った場合は、その額を限度として、契約額を減ずることがある。
- (8) 本業務に関わる全ての経費の挙証書類の提出を求める場合がある。使用経費の内訳など事業の関わる挙証書類は、委託者の求めに応じて随時提出すること。
- (9) 本業務の履行にあたっては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (10) 本業務の履行にあたって、申込及び問合わせは、原則として受託者が対応することとする。また、クレーム等が発生した場合も、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に委託者へ報告すること。
- (11) 仕様書に定めのない事項や、本仕様書の記載に疑義のある事項が生じた場合は、委託者及び受託者が誠実に協議の上、処理するものであること。

【問合せ先】

札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課(広域連携担当) 担当:山谷 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎5階南側

TEL: 011-211-2281 FAX: 011-218-5109

Mail: ki. kouiki@city. sapporo. jp